

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 6 月 28 日（火）第3224号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ○歳入の収納事務の委託 | （青少年男女共同参画課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知（3件） | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○漁業の免許内容等の事前決定 | （水産振興課取扱い） | 3 |
| ○遊漁規則の変更認可 | （水産振興課取扱い） | 3 |
| ○収去飼料の試験結果の公表 | （畜産課取扱い） | 4 |
| ○基本測量の終了 | （監理課取扱い） | 4 |
| ○公共測量の実施 | （監理課取扱い） | 5 |
| ○道路の区域の変更（2件） | （道路維持課取扱い） | 5 |
| ○土地区画整理事業の換地処分 | （都市計画課取扱い） | 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件） | （北薩地域振興局取扱い） | 6 |
| | （大隅地域振興局取扱い） | 6 |

公

告

- | | | |
|----------------------------------|------------|---|
| ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 | （商工政策課取扱い） | 6 |
| ○平成28年度第1回家畜人工授精講習会開催公告 | （畜産課取扱い） | 6 |
| ○競争入札の参加者の資格に関する公告 | （監理課取扱い） | 8 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|--------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 9 |
|---------------|--------------|---|

警 察 本 部 告 示

- | | | |
|----------------------------|----------|----|
| ○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報 | （警務課取扱い） | 10 |
|----------------------------|----------|----|

収 用 委 員 会 告 示

- | | | |
|------------------|------------|----|
| ○収用裁決申請事案に係る公示送達 | （収用委員会取扱い） | 10 |
|------------------|------------|----|

告 示

鹿児島県告示第640号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1総務部の表1の項に定める保育士登録申請手数料，保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料
- 2 委託の相手方
東京都千代田区麹町一丁目6番地2
社会福祉法人日本保育協会
- 3 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31日まで

鹿児島県告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町求名字脇1269番 4 から1269番 8 まで，1273番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については，主伐は，択伐による。
字脇1269番 8（次の図に示す部分に限る。），1273番
 - イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第642号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市波留字妙法3730番 1，3730番 2，3735番 5，3735番 6，3736番 1，3743番 2，3744番，3745番 2，3746番 1，3768番 2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第643号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町求名字脇1271番1, 1271番2, 1285番, 1286番2, 1286番5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第644号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成28年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁場番号、漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び漁場の区域別冊のとおり
 - (2) 免許の有効期間
免許の日から平成30年8月31日まで
- 2 制限又は条件
別冊のとおり
- 3 免許予定日
平成28年10月4日
- 4 免許申請期間
平成28年7月15日から同年8月26日まで
- 5 地元地区
別冊のとおり

鹿児島県告示第645号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

平成28年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 漁業権者の名称及び住所
日当山天降川漁業協同組合
霧島市隼人町西光寺745番地1
- 2 漁業権の免許番号
鹿内共第13号
- 3 遊漁規則の変更の内容
遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び日当山天降川漁業協同組合に備え置いて、縦覧に供する。
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成28年6月21日

鹿児島県告示第646号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成28年4月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成28年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(株)源麴研究所 溝辺工場 (霧島市)	同左	TOMOKOONX	平成 28.3	栄養成分等－粗たん白質,粗脂肪,粗繊維,粗灰分,カルシウム,りん	無
薩摩中央飼料事業協同組合 溝辺工場 (霧島市)	同左	TMX	28.3	栄養成分等－粗たん白質,粗脂肪,粗繊維,粗灰分,カルシウム,りん	無
南日本くみあい飼料(株) 谷山工場 (鹿児島市)	同左	くみあい配合飼料 鹿児島おはようたまご18	28.4	栄養成分等－粗たん白質,粗脂肪,粗繊維,粗灰分,カルシウム,りん	無
		くみあい配合飼料 鹿児島おはようたまご16	28.4	栄養成分等－粗たん白質,粗脂肪,粗繊維,粗灰分,カルシウム,りん	無
		くみあい配合飼料 隼人こうべ子豚用	28.4	栄養成分等－粗たん白質,粗脂肪,粗繊維,粗灰分,カルシウム,りん	無
		くみあい配合飼料 肉用牛育成用	28.4	栄養成分等－粗たん白質,粗脂肪,粗繊維,粗灰分,カルシウム,りん	無
		くみあい配合飼料 肉用牛繁殖用	28.4	栄養成分等－粗たん白質,粗脂肪,粗繊維,粗灰分,カルシウム,りん	無
		くみあい配合飼料 鹿児島黒牛極前期	28.4	栄養成分等－粗たん白質,粗脂肪,粗繊維,粗灰分,カルシウム,りん	無
(株)太幸飼料 大隅工場 (肝属郡東串良町)	同左	マルコー印うなぎ用配合飼料	28.4	栄養成分等－粗たん白質,粗脂肪,粗繊維,粗灰分,カルシウム,りん	無
協同フィッシュミール工業(株) 門司事業所志布志工場 (志布志市)	同左	60%フィッシュミール	28.4	栄養成分等－粗たん白質,粗灰分	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第647号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成28年5

月31日鹿児島県告示第569号で告示した基本測量の実施は、平成28年6月4日終了した旨の通知があった。

平成28年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第648号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（吉野地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成28年7月1日から平成29年1月20日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市吉野町及び川上町

鹿児島県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年6月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水南之郷線	曾於市大隅町岩川字両頭段 7842番1地先から7842番23 地先まで	前	16.2～32.8	34.6
			後	16.2～23.8	34.6

鹿児島県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年6月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉高須線	鹿屋市浜田町1351番5地先 から1351番3地先まで	前	16.5～28.5	50.0
			後	16.5～20.5	50.0

鹿児島県告示第651号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、鹿児島市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成28年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 土地区画整理事業の名称
鹿児島都市計画事業宇宿中間地区土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日
平成28年5月30日

北薩地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 6 月 28 日

北薩地域振興局長 中堂園哲朗

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークりきやえん	薩摩川内市宮崎町2864番13	力也園株式会社	薩摩川内市宮崎町2864番13	鮫島 力也	平成28年5月16日	就労継続支援 A 型

大隅地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 6 月 28 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鹿児島自立支援センターしぶし	志布志市志布志町安楽3602番地1	特定非営利活動法人夢来郷たかくま	鹿屋市上高隈町1894番地3	大迫 真	平成28年6月1日	就労継続支援 A 型

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により和泊町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年6月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁沖永良部事務所において縦覧に供する。

平成28年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ和泊店
大島郡和泊町大字和泊字下当148番1 外2筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年1月29日
- 3 意見の概要
今回届出のあった変更事項は、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本町の意見は特にありません。

平成28年度第1回家畜人工授精講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開催期日
平成28年9月1日（木）から同年10月7日（金）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所
鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場（霧島市国分上之段2440番地）

- 3 講習会の定員
30人
- 4 講習会に係る家畜の種類
牛
- 5 受講及び修業試験の免除
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）第23条第1項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
 - ア 学科 畜産概論，家畜の栄養，家畜の飼養管理，家畜の育種，生殖器解剖，繁殖生理，精子生理又は種付けの理論
 - イ 実習 家畜の飼養管理，家畜の審査，生殖器解剖又は発情鑑定
 - (2) 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、省令第23条第1項第1号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 6 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 家畜人工授精講習会受講願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
 - エ 5に該当する者にあつては、家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し
 - (2) 提出書類等の提出先
受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））
 - (3) 提出書類等の受付期間
平成28年7月11日（月）から同月20日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、送付の方法により提出する場合は、平成28年7月20日の消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付
家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。
なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 8 受講手数料
34,200円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）
- 9 受講者の選考
受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。
 - (1) 試験の日時
平成28年8月3日（水）午後2時から午後4時まで
 - (2) 試験の場所
鹿児島県庁（行政庁舎地下1階）共用会議室B 1 - B - 1
 - (3) 試験の内容
畜産についての筆記試験
 - (4) 試験手数料
無料
 - (5) 試験の通知

試験を実施する場合は、平成28年7月25日（月）までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、平成28年8月12日（金）までにその旨を通知する。

10 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成28年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成28年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする特定役務の種類

建設工事

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「要綱」という。）第2条第1項の規定により入札参加資格を認められた者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 要綱第2条第1項第3号アからキまでのいずれかに該当する者

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ウ 要綱第2条第1項第6号アからウまでのいずれかに該当する者

エ 次の(ケ)から(カ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ケ) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(キ) 一般競争入札、指名競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ク) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(カ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

(コ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ク) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

所定の建設工事入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は書留郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に迎えた事業年度の決算日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値の通知書の写し

イ 営業の沿革

ウ 営業所一覧表

エ 直前2年間の各事業年度における施工金額

オ 技術職員名簿

カ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税が課されている者にあつては、同県税について未納の税額がないことの証明書

キ 労災保険料納入証明書

ク 建設業退職金共済制度加入契約及び証紙収納証明書

ケ 建設業許可申請書の写し（県外に主たる営業所を有する者にあつては、建設業許可証明書）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県土木部監理課建設業許可係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3490

(3) 申請書類の受付期間

平成28年6月28日から同年7月15日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

2の(2)のア又はイのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 当該入札参加資格の認定がその効力を生ずる日から平成28年度に行う定期の資格審査による入札参加資格の認定がその効力を生ずる日の前日までとする。

(2) 有効期間の更新を希望する者は、平成28年8月に平成29年度及び平成30年度の入札参加資格審査に係る公告を行う予定であるので、当該公告に従い申請書類を提出すること。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第68号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年6月28日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
--------	-----	------------	------

ぱちんこ遊技機	CRAセクシーオールセカンド シーズン99DS	豊丸産業株式会社	6P0202
ぱちんこ遊技機	CRAセクシーオールセカンド シーズン99VM	豊丸産業株式会社	6P0469
ぱちんこ遊技機	CRセクシーオールセカンドシ ーズン319F	豊丸産業株式会社	6P0479
ぱちんこ遊技機	CRセクシーオールセカンドシ ーズン199L	豊丸産業株式会社	6P0501
ぱちんこ遊技機	CRAスーパー海物語SAE4	株式会社三洋物産	6P0538
ぱちんこ遊技機	CRAスーパー海物語SAE5	株式会社三洋物産	6P0545
ぱちんこ遊技機	CRトーキョーチアチアパーティ ーM-K	株式会社ニューギン	6P0512
ぱちんこ遊技機	CRAバスタード!!N-V	株式会社ニューギン	6P0531
ぱちんこ遊技機	CR仄暗い水の底からFPL	株式会社藤商事	6P0550
ぱちんこ遊技機	CRえとたまSC	株式会社メーシー	6P0502
ぱちんこ遊技機	CR一発当千	株式会社大一商会	6P0402
ぱちんこ遊技機	CRA雀鬼KS	株式会社大一商会	6P0520
回胴式遊技機	パチスロウィッチクラフトワーク ス/DL	DAXEL株式会社	6S0506
回胴式遊技機	ニューアームジャグラーEX-K A	株式会社北電子	4S0098
回胴式遊技機	マタドールII/KS-30	株式会社北電子	6S0088
回胴式遊技機	パチスロゼクスイグニッション/ Z1	株式会社オリンピア	6S0475
回胴式遊技機	SLOT魔法少女まどか☆マギカ 2/FS	株式会社メーシー	6S0560
回胴式遊技機	クイーンジャックネオ/Q1	岡崎産業株式会社	6S0414

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第2号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のように定めた。

平成28年6月28日

鹿児島県警察本部長 種部滋康

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
鹿児島県警察職員（技術職員）採用試験	総合得点、総合順位及び種目別得点	合格発表の日から起算して1月間	鹿児島県警察本部

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第2号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

平成28年6月28日

鹿児島県収用委員会

1 送達すべき書類の名称

平成28年5月24日付け平成28年度鹿収第1号の「高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内まで）」

及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事」の収用事件に係る裁決書

2 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

氏名 登記名義人（亡）中尾岩太郎相続人

ただし、平成27年10月13日付け鹿児島県収用委員会告示第2号記載の判明している相続人（告示後新たな相続人が生じたときは、その相続人を含む。）を除く。

3 送達すべき書類の保管場所等

鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており、2に掲げる者にいつでも交付する。

なお、1に掲げる書類を受領しないときは、平成28年7月19日をもって通知があったものとみなされる。